

令和4年10月7日

排出事業者 各位

豊田市長 太田 稔彦

ごみ処理施設へ直接持ち込むごみ処理手数料の改定について（通知）

平素は、本市の清掃行政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

本市のごみ処理施設に直接持ち込む手数料については、県内他市と比較して安価であることから、近隣市からのごみの流入が懸念されることや燃やすごみが増加傾向にあること、刈草・せん定枝の更なる資源化を図る必要があること等の課題を解決することを目的として、手数料を改正する議案を上程し、令和4年9月市議会定例会で可決されました。

つきましては、令和5年4月1日から下記のとおりごみ処理手数料が改定されますのでお知らせします。

記

1 改定される手数料

区 分	現行の処理手数料（持ち込み）		改定後手数料
	家庭系	事業系	家庭系・事業系
燃やすごみ	60円	100円	10kgまで200円、以後10kgごとに200円加算
埋めるごみ・金属ごみ	30円	80円（り災ごみに限る）	
刈草・せん定枝	50円	90円	

※家庭系の粗大ごみにつきましても、現行料金に300円加算されます。

2 手数料改定の対象となる施設

(1) 燃やすごみ

渡刈クリーンセンター（渡刈町大明神39-3 TEL28-2000）

藤岡プラント（下川口町奥山516-4 TEL76-2027）

(2) 埋めるごみ・金属ごみ

グリーン・クリーンふじの丘（藤岡飯野町大川ヶ原1161-89）

TEL75-2101）

(3) 刈草・せん定枝

緑のリサイクルセンター（枝下町下笹沢197 TEL43-2080）

※民間施設への搬入も御検討ください。

3 問合せ先

豊田市 環境部 循環型社会推進課 担当者 川合、山崎

TEL71-3001 FAX71-3000 E-mail:junkan@city.toyota.aichi.jp